

千葉市屋上壁面緑化助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中心市街地における建築物の屋上及び壁面の緑化を推進するため、その緑化に要する費用の一部を助成することにより、うるおいのある良好な都市空間を創り出し、都市環境の向上、併せてヒートアイランド現象の緩和や省エネルギー対策を推進することを目的とする。

2 助成金の交付については、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 屋上緑化 建築物や土木構造物で、日常的に管理のために立ち入ることが可能な陸屋根等の屋外で、上部に構造物がない部分の緑化をいう。ただし、植栽の長期間継続した育成に必要な基盤設備があるものであること。
- (2) 壁面緑化 建築物の外壁面で、上部に構造物がない部分の緑化をいう。ただし、植栽の長期間継続した育成に必要な基盤設備があるものであること。
- (3) 助成事業 助成金交付の対象となる千葉市屋上壁面緑化助成事業をいう。
- (4) 助成事業者 助成事業の対象となる事業を行う当該建築物の所有者等又は建築主で、市長に助成金の交付を申請し、交付の決定を受ける者をいう。
- (5) 緑化施設 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第34条第2項に規定する緑化施設をいう。

(助成事業の対象)

第3条 助成事業の対象となる事業は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 助成事業の対象区域
「中心市街地」（別図で定める区域）内で、用途地域が商業地域又は近隣商業地域内にあること。
- (2) 対象となる建築物
ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）及びその他関係法令に適合しているもの。
イ 国、地方公共団体その他の公共団体又はこれらに準ずるものが所有する建築物でないこと。

- (3) 対象となる緑化
 - ア 建築物の屋上に設置するもの、又は建築基準法上の道路に面し、かつ視認できる建築物の壁面等に設置するものであること。
 - イ 建築物の屋上又は壁面の緑化面積の合計が3㎡以上であること。
 - ウ 過去にこの要綱による助成を受けた緑化施設でないこと。
 - エ 緑化施設に関する他の助成を受けていないこと。
- (4) 植栽の基準
 - ア 植栽にあたっては、千葉市工場等緑化推進要綱及び千葉市宅地開発指導要綱に準ずるものとする。
 - イ 工事完了時に前アに定める植栽の基準を満たしていなければならない。
- (5) 対象となる建築物が申請者の所有でない場合、又は申請者以外にも所有者が存在する場合は、所有者全員からの同意が得られること。
- (6) 市民税、固定資産税及び都市計画税の滞納がない者であること。
- (7) 助成の対象となる事業は、申請する年度内に完了が可能かつ助成金の請求を年度内に行うことができるものであること。
- (8) 助成事業者は、当該事業年度の翌年度から起算して、5年間は緑化について継続的な維持管理を行うものとし、対象となる事業完了後に、当該事業の対象となった建築物を所有する者についても同様とする。市長が必要と認める場合は、その実施状況について随時報告を求めることができるものとする。
- (9) 助成事業者は、屋上壁面緑化等の普及啓発への協力を行うものとする。

(助成事業の対象経費)

第4条 助成事業の対象となる経費は、次の各号に掲げる工事等に要した経費とする。

- (1) 樹木等の植栽手間
- (2) 土壌及び樹木等の購入費
- (3) 緑化に係る基盤整備及び灌水施設の工事費
- (4) 前3号に掲げる緑化事業に付随する諸経費等

(助成額)

第5条 助成額は、次のいずれか少ない額を上限とする。ただし、1千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とし、毎年度予算の範囲内において交付するものとする。

- (1) 前条に定める助成事業の対象となる経費の合計額の2分の1
- (2) 屋上緑化については、緑化面積1平方メートル当たり2万円、壁面緑化については、緑化面積1平方メートル当たり1万円
- (3) 1件あたり100万円

- 2 前項の規定にかかわらず、対象となる建築物における屋上緑化及び壁面緑化に係る事業を同時に実施する場合の助成額は、上限を100万円とする。

(助成金交付の申請)

第6条 規則第3条の規定により助成金の交付を申請する助成事業者は、助成事業の着工前に、千葉市屋上壁面緑化助成金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる図書を添付し、市長に提出し承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書(様式1-2号)
- (2) 位置図
- (3) 助成事業に係る収支予算書
- (4) 工事見積書(写)又は設計書
- (5) 事業に係る図面
 - ア 敷地平面図及び建物配置図
 - イ 緑化場所の位置図、緑化に係る求積図、植栽平面図及び断面図、その他の対象緑化に必要な施設図等
- (6) 施工前写真
ただし、申請時に対象となる建築物等が未完成の場合には、実績報告書に添付すること。
- (7) 対象となる建築物が建築基準関係規定に適合していることを証する検査済証(写)又は確認済証(写)
- (8) 助成事業者と対象となる建築物所有者等が異なる場合にあっては、建築物所有者等の承諾書又は承諾を確認することのできる書類
- (9) 市民税、固定資産税及び都市計画税の納税証明書
ただし、助成を受けようとする前年の1月1日時点から交付申請をする日までに住所の変更がない者で、かつ市民税、固定資産税及び都市計画税の滞納がない者は、個人情報確認同意書(様式第1-3号)を提出することにより省略することができる。
- (10) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付の決定等)

第7条 市長は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る図書によりその内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めたときは、規則第6条の規定による千葉市屋上壁面緑化助成金交付決定通知書(様式第2号)により、その旨を助成事業者に通知するものとする。なお、助成金の交付の決定にあたり、必要に応じて現地調査等を実施することができるものとする。

- 2 前項の規定に基づく審査の結果、助成金を交付することが不適當であると認めるときは、千葉市屋上壁面緑化助成金不交付決定通知書(様式第3号)により、その旨を助成事業者に通知するものとする。

(助成事業の内容変更又は中止等)

第8条 助成事業者は、第7条第1項の助成金交付決定通知を受けた後、助成事業の内容を変更又は助成事業を中止しようとする場合は、千葉市屋上壁面緑化助成金

変更・中止承認申請書（様式第4号）に変更に係る図書（変更しようとする場合に
限る。）を添付して申請し、市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各
号に掲げる事項以外で、かつ市長が認める軽微な変更を除く。

- (1) 法人の代表者名等の変更
 - (2) 施工箇所又は施工方法等の変更
 - (3) 助成事業に係る経費内訳の変更
- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、承認することが適当で
あると認めるときは、千葉市屋上壁面緑化助成金変更・中止承認通知書（様式第
5号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（助成事業の実績報告）

第9条 助成事業者は、助成事業が完了したときは速やかに千葉市屋上壁面緑化助成
実績報告書（様式第6号）に次に掲げる図書を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 工事費請求書（写）及び請求内訳書（写）
- (3) 助成事業に関わる領収書（写）又は支出を証する書類（写）
- (4) 植栽完了図及び緑化に係る竣工図
- (5) 助成事業完了写真（完了後の写真については全体を把握できるもの）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（助成額の確定通知）

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、規則第13条の規定により、
当該実績報告書及びその添付図書の内容並びに完了を確認するための現地検査に
より審査し、助成金の交付の決定内容に適合していると認めるときは、交付すべき
助成金の額を確定し、千葉市屋上壁面緑化助成金額確定通知書（様式第7号）によ
り助成事業者に助成金の確定額を通知するものとする。

（是正のための措置）

第11条 市長は第9条の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る助成
事業の成果が、助成金交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認
めるときは、当該助成事業をこれに適合させるための措置をとるべきことを助成
事業者に対して指導することができる。

(助成金の請求及び交付)

第 12 条 規則第 16 条第 1 項の規定により第 10 条の規定による通知を受けた助成事業者が、助成金の交付を受けようとするときは、千葉市屋上壁面緑化助成金交付請求書（様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による交付請求があったときは、その内容を審査し、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成事業の状況報告)

第 13 条 助成金の交付を受けた助成事業者は、当該事業年度の翌年度から起算して 5 年経過後、千葉市屋上壁面緑化助成状況報告書（様式第 9 号）に次に掲げる図書を添付し、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 事業に係る図面（緑化平面図、断面図等）
- (3) 状況写真

2 市長は、前項の助成状況報告書の提出があったときは、書類審査を行う他必要に応じて現地調査を行い、事業の成果が助成金交付決定の内容に適合するものであるかどうかを調査することができる。

(助成決定の取消)

第 14 条 市長は、助成事業者が次のいずれかに該当した場合、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。規則第 17 条第 3 項において準用する第 6 条の規定による通知は、千葉市屋上壁面緑化助成金交付決定取消通知書（様式第 10 号）によるものとする。

- (1) 助成金を他の用途に使用したとき
- (2) 助成を受けた緑化施設を故意に破壊又は緑化施設以外の用途に転用したとき
- (3) 助成金の交付申請年度内に、第 9 条第 1 項に規定する助成実績報告書を提出しないとき
- (4) 虚偽その他不正な手段により助成金交付の決定や交付を受けたとき
- (5) その他市長が特に必要があると認めたとき

(助成金の返還)

第 15 条 規則第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定による助成金の返還命令は、千葉市屋上壁面緑化助成金返還命令通知書（様式第 11 号）によるものとする。

(維持管理及び財産の処分制限)

第 16 条 規則第 20 条ただし書きに規定する市長が定める期間は、当該事業年度の翌年度

から起算して5年間とし、対象となる事業完了後に、当該事業の対象となった建築物を所有する者についても同様とする。

(補則)

第17条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は都市局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

千葉市屋上壁面緑化助成金交付申請書

年 月 日

（あて先）千葉市長

（申請者）住 所

代表者氏名 （※）

（※）法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印
してください。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス @

年度 千葉市屋上壁面緑化助成事業に係る助成金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第 3 条の規定により次のとおり申請します。

建築物の所在地等	所在地	千葉市 区		
	敷地面積	平方メートル		
	建築物の区分	<input type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 既存	<input type="checkbox"/> その他
緑化工法・緑化面積	<input type="checkbox"/> 屋上緑化	<u>緑化面積</u>	平方メートル	
	<input type="checkbox"/> 壁面緑化	<u>緑化面積</u>	平方メートル	
	合 計	<u>緑化面積</u>	平方メートル	
			敷地面積に対する緑化率 <u> </u> %	
助成金交付申請額及びその算定基礎	円			
	（千円未満切捨て。上限 5 0 万円。）			
	※ 工事全体に係る経費			円
				うち助成事業対象経費
				円
緑化実施予定期間	年 月 日 から 年 月 日			
添付書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書（様式 1-2 号） <input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 助成事業に係る収支予算書 <input type="checkbox"/> 工事見積書（写）又は設計書 <input type="checkbox"/> 事業に係る図面 <input type="checkbox"/> 施工前写真 <input type="checkbox"/> 対象となる建築物が建築基準関係規定に適合していることを証する検査済証（写）又は確認済証（写） <input type="checkbox"/> 助成事業者と対象となる建築物所有者等が異なる場合にあっては、建築物所有者等の承諾書 <input type="checkbox"/> 市民税、固定資産税及び都市計画税の納税証明書等			
受付年月日	年 月 日	受付番号		

事業計画書

建築物の名称等	(名称) (所在地)
予定建築物の用途	
建築物の概要	(構造、階数) (用途地域及び建蔽率)
建築物の所有者	(住所) (氏名) (法人の場合は、名称・代表者の氏名) (申請者との関係)
緑化工事の内容	<p>(助成対象工事)</p> <p>1 屋上緑化</p> <p>2 壁面緑化</p> <p>(緑化場所の形態及び緑化面積)</p> <p>1 屋上緑化</p> <p>2 壁面緑化</p> <p>(樹木等の集計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木 ・ 芝・地被類等 ・ ツル植物 ・ その他
緑化施設の管理 責任者	

第1-3号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）千葉市長

（届出者）住 所

代表者氏名

（※）

（※）法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、
記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

@

個人情報確認同意書

私は、屋上壁面緑化助成金の交付申請にあたり、私に関する下記の情報を市長が確認することに同意します。

記

- ・市民税を滞納していないこと
- ・固定資産税を滞納していないこと
- ・都市計画税を滞納していないこと

以上

様

千葉市屋上壁面緑化助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった、千葉市屋上壁面緑化助成金について、次のとおり交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第 6 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

助成金交付額	円
助成金交付予定時期	年 月
交付条件	<ol style="list-style-type: none">1 千葉市屋上壁面緑化助成金交付要綱を順守すること。2 本助成金は、本事業以外に使用してはならない。3 助成事業が完了したときは、速やかに助成実績報告書及び要綱第 9 条に規定する図書を提出すること。4 助成金の交付額は、助成実績報告書等の審査後、確定通知書により確定する。5 千葉市補助金等交付規則を順守すること。

様

千葉市屋上壁面緑化助成金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった、千葉市屋上壁面緑化助成金について、次の理由により交付しないことに決定しましたので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

平成 年 月 日

千葉市長 印

助成金交付申請額	円
不交付理由	

千葉市屋上壁面緑化助成金（変更・中止）承認申請書

年 月 日

（あて先）千葉市長

（申請者）住 所

代表者氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、
記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス @

年 月 日付け千葉市指令都緑第 号にて助成金の交付の決定を受けた

千葉市屋上壁面緑化助成事業について、次のとおり(変更・中止)したいので、申請します。

変更の理由 (具体的に記入してください。)			
変更の内容 (具体的に記入してください。)			
対象となる助成事業経費の内訳	(1) 助成事業対象経費 円 (2) 助成金申請額 円		
受付年月日	年 月 日	受付番号	

千葉市屋上壁面緑化助成金（変更・中止）承認通知書

年 月 日

様

千葉市長 印

年 月 日付けで申請のありました千葉市屋上壁面緑化助成事業について、次のとおり(変更・中止)を承認しましたので、通知します。

1 助成事業の概要

建築物の所在地等	所在地	千葉市 区
	敷地面積	平方メートル
	建築物の区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既存 <input type="checkbox"/> その他
交付決定通知番号		年 月 日 号

2 助成事業の変更内容

緑化工法・緑化面積	<input type="checkbox"/> 屋上緑化	緑化面積	平方メートル
	<input type="checkbox"/> 壁面緑化	緑化面積	平方メートル
	合計	緑化面積	平方メートル
		敷地面積に対する緑化率 _____ %	
助成事業対象経費（変更前）	円		
（変更後）	円		
助成金予定額（変更前）	円		
（変更後）	円		

千葉市屋上壁面緑化助成実績報告書

年 月 日

（あて先）千葉市長

（報告者）住 所

代表者氏名 （※）

（※）法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、
記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス @

年 月 日付け千葉市指令都緑第 号で助成金の交付の決定を受けた
千葉市屋上壁面緑化助成事業に係る工事が完了したので、次のとおり報告します。

建築物の所在地等	所在地	千葉市	区
	敷地面積	平方メートル	
緑化工法・緑化面積	<input type="checkbox"/> 屋上緑化	緑化面積	平方メートル
	<input type="checkbox"/> 壁面緑化	緑化面積	平方メートル
	合 計	緑化面積	平方メートル
	敷地面積に対する緑化率 <u> </u> %		
助成事業実施期間	着手年月日	年 月 日	
	完了年月日	年 月 日	
助成金交付決定額			円
助成事業の経費精算額			円
助成金の返納額			円
添付書類	<input type="checkbox"/> 収支決算書 <input type="checkbox"/> 工事費請求書（写）及び請求内訳書（写） <input type="checkbox"/> 助成事業に関わる領収書（写）又は支出を証する書類（写） <input type="checkbox"/> 植栽完了図及び緑化に係る竣工図 <input type="checkbox"/> 助成事業完了写真 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類		

備考 必要に応じ工事精算設計書、図面等を添付して、緑化の詳細を明らかにすること。

様

千葉県屋上壁面緑化助成金額確定通知書

年 月 日付けで報告のあった、千葉県屋上壁面緑化助成金について、次のとおり助成額を確定したので、千葉県補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

平成 年 月 日

千葉県長 印

助成金の交付決定額	円
助成事業の経費精算額	円
助成金の確定額	円
助成金の返納額	円
その他記載事項欄	

様式第 8 号（第 12 条第 1 項）

千葉市屋上壁面緑化助成金交付請求書

年 月 日

（請求先）千葉市長

（請求者）住 所

代表者氏名

（※）

（※）法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、
記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

@

年 月 日千葉市達都緑第 号により助成額の確定通知があった千葉市屋上壁面緑化助成事業に対する助成金を次のとおり受けたいので、千葉市補助金等交付規則第 16 条の規定により請求します。

助成事業の交付確定額		円
交付請求額		円
添付書類	<input type="checkbox"/> 収支決算書	<input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類
振込先金融機関		
(フリガナ) 口座名義人		
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座
口座番号		

千葉市屋上壁面緑化助成状況報告書

年 月 日

（あて先）千葉市長

（報告者）住 所

代表者氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、
記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス @

年 月 日付け 第 号で千葉市屋上壁面緑化助成事業において助成金の交付を受けた緑化施設の状況について、千葉市補助金等交付規則第10条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

建築物の所在地等	所在地	千葉市 区
	敷地面積	平方メートル
緑化工法・緑化面積	<input type="checkbox"/> 屋上緑化	緑化面積 平方メートル
	<input type="checkbox"/> 壁面緑化	緑化面積 平方メートル
	合計	緑化面積 平方メートル
		敷地面積に対する緑化率 %
完了年月日	年 月 日	
助成金交付額	円	
添付書類	<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 事業に係る図面（緑地平面図、断面図等） <input type="checkbox"/> 状況写真	

備考 必要に応じ建築物に係る図面等を添付して、緑化の詳細を明らかにすること。

様

千葉県屋上壁面緑化助成金交付決定取消通知書

年 月 日付千葉県指令都緑 第 号により通知した、千葉県屋上壁面緑化助成金について、次のとおり交付の決定を取り消したので、千葉県補助金等交付規則第 17 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

助成金交付確定額	円
取 消 額	円
取消後の交付確定額	円
取 消 理 由	

様

千葉県屋上壁面緑化助成金返還命令通知書

年 月 日付千葉県達都緑 第 号により通知した、千葉県屋上壁面緑化助成金について、千葉県補助金等交付規則第 18 条の規定により、次のとおり返還を命ずる。

年 月 日

千葉市長 印

助成金交付確定額	円
助成金の既交付額	年 月 日交付 円
返還すべき金額	円
返 還 期 限	
返還を命ずる理由	
返 還 方 法	